



# お子さんを預けたいとき

## 一時預かり

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の買い物、冠婚葬祭、リフレッシュなどの目的で、一時的に家庭での保育が困難となる場合、保育所などや子育て支援施設で、お子さんを預かっています。

### 保育所、認定こども園

保育所はP57～60を、認定こども園はP61～64をご覧ください。なお、園により、お預かりできる児童の年齢、時間、料金等異なりますので、詳しくは園に直接お問い合わせください。

### 子育て支援施設


すこやか子育て交流館(りぼんかんP15)、親子つどいの広場(なかまっち除く3か所P16・17)において、生後2か月から就学前のお子さんを対象に一時預かりを行っています。

初めてお子さんを預けられる方は、お子さんと一緒に事前面接が必要となりますので、預けられる施設ごとに面接を受けてください。

## ファミリー・サポート・センター

育児や家事の援助を受けたい人(依頼会員)とそのお手伝いを行いたい人(提供会員)が会員となって、子育てをお互いに助け合う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。

「夢すくすくねっと」

 くわしくはこちらから



### 援助できる内容

#### 育児支援

- 対象: 生後6か月から18歳までの子ども
- ▶ 保育所や児童クラブなどの保育開始前後に子どもを預かること
- ▶ 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等の送迎

#### 家事支援

- 対象: 母子健康手帳交付の日から～産後6か月
- ▶ 妊産婦の代わりに掃除、洗濯などの家事を行うことなど

### 利用する上で必要なこと

依頼会員、提供会員ともに講習会の受講が必要です。

### 料金の基準

#### 一般保育家事援助

- ▶ 月曜日～金曜日 7:00～19:00 (休日を除く) 1時間当たり600円
- ▶ 上記以外 1時間当たり700円

軽度の病児保育 1時間当たり700円

#### 施設概要

開館時間 9:00～17:00

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)



お子さんを預けたいとき

問い合わせ先 ▶▶ ファミリー・サポート・センター ☎226-7855 中町4-13 なかまっち1階



## 病気回復期の子どもを預かります

### 病児・病後児保育事業について

保育所に入所中の児童等が病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合に、一時的に特定の小児医療機関で児童を預かります。

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 対象児童  | 次の事項のすべてに該当する児童が利用できます。<br>① 鹿児島市に住所を有する0歳児から小学校6年生までの児童であること。(保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、児童クラブへ入所中の児童等)<br>② 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児ができない状況にあること。<br>③ 病気の回復期にあるため、集団保育が困難な状態にあること。  |  |
| 利用時間  | 月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～13:00<br>※利用時間は施設によって異なる場合がございますので各施設にお問い合わせください。   |  |
| 休所日   | 日曜日及び祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、医療機関休診日  |  |
| 利用料金  | ① 一般世帯 2,000円/1日(食費・医療費別)<br>② 所得税の非課税世帯 1,000円/1日( // )<br>③ 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無 料( // )  |  |
| 実施施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ みなみクリニック ダーグ・ヘム(鴨池2丁目4-1) 812-6165</li> <li>▶ 池田病院 チックタック童夢館(西田三丁目10-20) 255-3737</li> <li>▶ 紫原たはら医院 グッドラック(紫原4丁目27-19) 250-3231</li> <li>▶ ひだまりこどもクリニック ぼらんせ(大明丘2丁目22-21) 294-5000</li> <li>▶ 谷山生協クリニック レインボーキッズ(谷山中央5丁目21-22) 267-2028</li> <li>▶ 中瀬小児科 マーミン(東谷山4丁目25-7) 266-1189</li> <li>▶ あおぞら小児科 あまやどり(草牟田2丁目16-8) 226-3298</li> <li>▶ かごしまたんぽぽ小児科 ぱぷ(真砂本町13-20HOPEビル1階) 202-0410</li> <li>▶ 豊島小児科病児保育室sano(サーノ)(山田町3408番地6) 265-3070</li> </ul> |  |
| 利用手続き | ご利用の際は、事前に利用者の登録が必要となります。<br>登録手続きは、本庁保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課、実施施設の窓口で行っています。   |  |



お子さんを預けたいとき

担当課 ▶▶ 保育幼稚園課 ☎808-2662

問い合わせ先 ▶▶ 保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課  
P84の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

## 保護者が病気や仕事の際に子どもを預かります

### 子育て短期支援事業について

保護者が病気や仕事の都合などにより一時的に家庭での養育が出来なくなった児童や、夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子を児童養護施設等で一時的に養育・保護します。

「夢すくすくねっと」

📱 くわしくはこちらから



### 利用する上で必要なこと

こども家庭支援センター、こども福祉課、又は各支所の福祉課及び保健福祉課にて事前申請が必要です。

担当課 ▶▶ 児童の養育は こども家庭支援センター 母子の保護は こども福祉課、谷山福祉部福祉課  
問い合わせ先 ▶▶ こども家庭支援センター、こども福祉課、各支所福祉課・保健福祉課  
P84の「お問い合わせ一覧」をご覧ください。

